「外国人介護職員の指導担当者向け講座」研修
2021年10月15日

＜松山学園松山福祉専門学校＞

宮崎里司
早稲田大学大学院日本語教育研究科教授
日越大学（ハノイ国家大学）日本語教育プログラム総括
全国老人保健施設協会人材対策委員会・人材対策部会員

2021年10月15日カリキュラム

1限 ポストコロナを見据えた外国人介護就労者の受け入れ（10:00～10:50）
（宮崎里司 早稲田大学）

2限 介護日本語（11:00～11:50）（宮崎里司）

＜昼休憩＞

3限 介護現場での介護日本語力の評価法（13:00～13:50）（宮崎里司）

4限 外国人および日本人向けの介護人材用コンテンツ紹介（14:00～14:50）
小林秀樹（㈱ロードツリー代表取締役）

5限 介護施設での日本語オンライン学習コース紹介（15:00～15:50）
永田陽子（㈱グローバルウィザス）

2021年12月11日カリキュラム

1限 海外の外国人介護就労者事情（10:00～10:50）
（宮崎里司 早稲田大学）

2限 介護日本語向け日本語教師の養成（11:00～11:50）（宮崎里司）

＜昼食＞

3限 介護オンライン教材紹介２（13:00～13:50）
（田中奈緒 ㈱ヒューマンアカデミー）

4限 外国人介護就労者受け入れ介護施設向けの日本語教師のオンライン実践
（14:00～14:50）（滝島由紀 介護日本語教師フリーランス）

5限介護の日本語評価試験（15:00～15:50）
（石井一二氏 一般社団法人 外国人日本語能力検定機構理事長）

外国人労働者は166万人
（19年10月時点　前年同期比13.6%増）
日経2020年1月31日

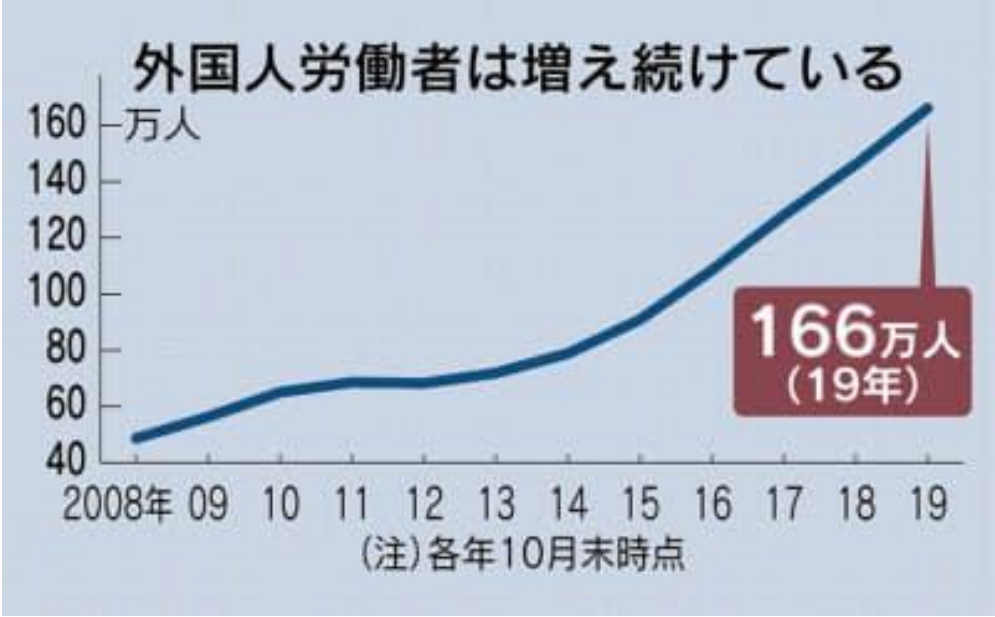

中国（41万8327人）、ベトナム（40万1326人）、両国でほぼ半数を占めた。ベトナム（26.7%）の伸びが顕著

介護分野で働く外国人の在留資格（資料参照）

- 介護専門学校や介護系大学で学んだ留学生（在留資格「留学」）
- 介護（介護福祉士国家試験合格者）（在留資格「介護」）
- ＥＰＡ（経済連携協定）介護福祉士候補者（在留資格「特定活動」）
- 永住者・定住者（在留資格「永住」「定住」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」）
- 技能実習（2017年11月に介護分野が追加され、18年7月に介護分野で初の実習生が来日）（在留資格「技能実習」）
- 特定技能1号・2号外国人（2019年4月から施行。今後5年で6万人）（在留資格「特定技能」）

介護分野における介護資格のまとめ（シルバースクール社作成）

海外 人財就業サポートシステムを活用して、よりよい人材を！

	受入調整機関等	日本語能力の目安	どれくらい日本で働ける	資格	働ける職種	メリット	デメリット
高度専門職	あり	N1もしくはN2レベル	5年もしくは無期限	あり	システムエンジニア他	基幹業務に対応可能	日本語能力(N1・2)が必要
技能実習	監理団体による受入調整	入国時はN4程度	最長5年	なし	82職種・150作業	海外現地法人がある企業に向いている幅広い職種に対応	日本語能力が低め
特定技能	登録支援機関によるサポート	入国時はN4程度	最長5年	なし	14業種	採用コストが安い	仕事により日本語能力が問われる
介護	あり	N2程度	永続的な就労可能	介護福祉士	介護職	加算の対象	コミュニケーション能力が必要 給与が高め
留学	あり	—	28時間／週	なし	アルバイト程度	幅広い職に対応できる	時間に制限がある
インターンシップ（海外の大学）	あり	—	最長6ヶ月	—	大学での専攻分野のみ	就労前に能力が判断できる	日本語能力が低め
定住・永住	—	—	制限なし	—	制限なし	職種に制限がない	日本語能力にバラつきがある

※本チャートは、各制度の特徴を簡潔に示したものです。

全てのビザに対応出来ます！

■日本語能力試験 JLPT の N1～N5 の目安

「N4程度」など「程度」をつける場合は、日本語能力試験JLPTのN4に合格している、もしくはそれと同等の能力を有すると認められる場合を指します。

日本語能力	目安
N1	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる
N2	日常的な場面で使われる日本語の理解に加えて、より幅広い場面で使われる日本語を理解することができる
N3	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる
N4	基本的な日本語を理解することができる
N5	基本的な日本語をある程度理解することができる

介護分野で働く外国人就労者への日本語教育実践
第3回

技能実習（介護）向け入国後講習の教育内容の実践例

株式会社JPA（ジャパンプロフェッショナルヒューマンアカデミー）
日本語教育研究センター　石川沙恵子

入国後講習について

2．講習の時間数と内容

講習の時間数

＜技能実習１号ロ（またはイ）の活動予定時間の６分の１以上＞

例えば、技能実習１号ロ*1（またはイ*2）の活動時間が、1920時間と予定されている場合、その６分の１である320時間以上の講習を行わなければなりません。

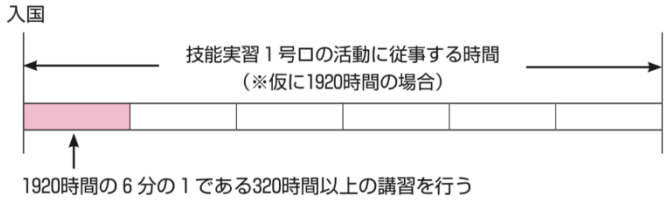

＊1 技能実習１号ロ
団体監理型受入れの技能実習生の１年目の在留資格

＊2 技能実習１号イ
企業単独型受入れの技能実習生の１年目の在留資格

※実施時期は、団体監理型の場合は技能実習開始前、企業単独型の場合は技能実習１号イの活動中

＜入国前の６ヶ月以内に、１ヶ月以上かけて160時間以上の講習を行った場合は、入国後の講習は12分の１以上＞

例えば、技能実習１号ロ（またはイ）の活動時間が1920時間で、入国前の６ヶ月以内に１ヶ月以上かけて160時間以上の講習を行った場合、入国後は1920時間の12分の１である160時間以上の講習を行うことになります。

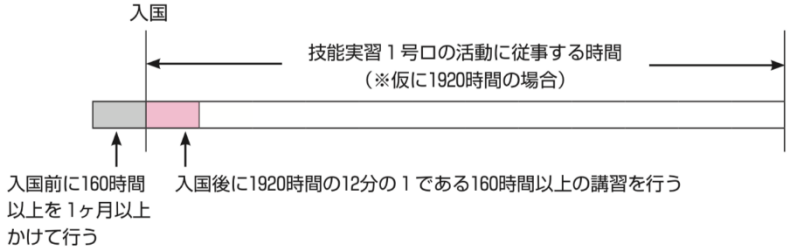

『講習の日本語指導ガイド』
公益財団法人　国際研修機構

入国後講習について

入国前に配属先企業は決まっている

入国 → 入国後講習 → 企業配属

介護技能実習生はこの期間中に「介護導入講習」を受講しなければならない

入国後講習の主な内容

【日本語】
・「聞いて分かる」「話す」ことを重視

【生活一般知識】
・健康診断
・自転車講習
・消防講習
・ごみの分別　など

【法的保護講習】
社労士や行政書士による講習

【円滑な技能等の習得に資する知識】
・KYT4R法　など

製造系技能実習生と介護技能実習生

介護技能実習生は入国の際にN4以上相当の日本語能力であることが必須
（製造系技能実習生はN5でも入国可能）

「介護」職種

＜技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。＞

○ 技能実習生が次の要件を満たすこと。（日本語能力要件）

第1号技能実習（1年目）	日本語能力試験のN4に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※1であること。
第2号技能実習（2年目）	日本語能力試験のN3に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※2であること。

【※1】日本語能力試験との対応関係が明確にされている日本語能力を評価する試験（例「J.TEST実用日本語検定」「日本語NAT-TEST」）における日本語能力試験N4に相当するものに合格している者
【※2】上記と同様の日本語能力試験N3に相当するものに合格している者

（※）同等業務従事経験（いわゆる職歴要件）については例えば、以下の者が該当する。
- 外国における高齢者若しくは障害者の介護施設等において、高齢者又は障害者の日常生活上の世話、機能訓練又は療養上の世話等に従事した経験を有する者
- 外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者
- 外国政府による介護士認定等を受けた者

技能実習「介護」における固有要件について
(厚生労働省　社会・援護局)

製造系技能実習生と介護技能実習生

介護を含め、82職種150作業にわたる職種があるが、介護のみ、講師に資格要件が定められている

入国後講習の講師要件について

日本語（※）	○ 大学又は大学院で日本語教育課程を履修し、卒業又は修了した者 ○ 大学又は大学院で日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得して卒業又は修了した者 ○ 日本語教育能力検定試験に合格した者 ○ 学士の学位を有し、日本語教育に関する研修で適当と認められるものを修了したもの ○ 海外の大学又は大学院で日本語教育課程を履修し、卒業又は修了した者 ○ 学士の学位を有する者であって、技能実習計画の認定の申請の日から遡り3年以内の日において日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事した経験を有し、かつ、現に日本語教育機関の日本語教員の職を離れていないもの

（※）「日本語教育機関の告示基準」（法務省入国管理局平成28年7月22日策定）、「日本語教育機関の告示基準解釈指針」に示されている在留資格「留学」による留学先として認められる日本語教育機関の講師の要件を基にしている。

技能実習「介護」における固有要件について
(厚生労働省　社会・援護局)

製造系技能実習生と介護技能実習生

また、介護のみ、講習において講習内容に規定の時間数がある

入国後講習の教育内容と時間数について

○ 介護においては、基本的には、技能実習制度本体の仕組みによるが、日本語と介護導入講習については、以下の内容によることとする。（入国前講習を行った場合には、内容に応じて時間数を省略できる。）

講習内容	
科目※	時間数
日本語【詳細は①】	240
介護導入講習【詳細は②】	42
法的保護等に必要な情報	8※1
生活一般	―
総時間数	320※1

（※1）技能実習制度本体上定められているもの。総時間数については、第1号技能実習の予定時間全体の1/6（入国前講習を受けた場合は1/12）以上とされている。（320時間については目安として記載。）

①日本語	
教育内容	時間数（※2）
総合日本語	100（90）
聴解	20（18）
読解	13（11）
文字	27（24）
発音	7（6）
会話	27（24）
作文	6（5）
介護の日本語	40（36）
合計	240

（※2）日本語科目の各教育内容の時間数については上記を標準として、設定。（）内に記載した時間数が最低限の時間数として求められる。

②介護導入講習	
教育内容	時間数
介護の基本Ⅰ・Ⅱ	6
コミュニケーション技術	6
移動の介護	6
食事の介護	6
排泄の介護	6
衣服の着脱の介護	6
入浴・身体の清潔の介護	6
合計	42

N3程度以上を有する技能実習生については、①日本語のうちの「発音」「会話」「作文」「介護の日本語」について合計で80時間以上の受講を要件とする。各教育内容の時間数については、上記と同様。

技能実習「介護」における固有要件について
(厚生労働省　社会・援護局)

製造系技能実習生と介護技能実習生

日本語能力を重視

・必要な記録、書類を読む、理解する
・必要な記録、書類を書く
・スタッフ、利用者及び患者、家族との会話、声かけ

製造系と最も異なる点

主に言葉を使って業務を行う職種であり、
日本語の運用能力が他者の身体状況に繋がる

介護技能実習生が求められる能力

Ⅶ. 目標とするレベル

各号修了時	目標とするレベル
第1号技能実習修了時（初級）	指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル
第2号技能実習修了時（専門級）	自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル
第3号技能実習修了時（上級）	自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

外国人技能実習制度における介護技能実習評価試験
(一般社団法人シルバーサービス振興会)

対象施設

【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理をしたもの】　（白：対象　緑：一部対象　灰色：対象外又は現行制度において存在しない。）

児童福祉法関係の施設・事業
知的障害児施設
自閉症児施設
知的障害児通園施設
盲児施設
ろうあ児施設
難聴幼児通園施設
肢体不自由児施設
肢体不自由児通園施設
肢体不自由児療護施設
重症心身障害児施設
重症心身障害児（者）通園事業
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関（国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの）
児童発達支援
放課後等デイサービス
障害児入所施設
児童発達支援センター
保育所等訪問支援

障害者総合支援法関係の施設・事業
障害者デイサービス事業（平成18年9月までの事業）
短期入所
障害者支援施設
療養介護
生活介護
児童デイサービス
共同生活介護（ケアホーム）
共同生活援助（グループホーム）
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援
知的障害者援護施設（知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤寮・知的障害者福祉工場）
身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場）
福祉ホーム
身体障害者自立支援
日中一時支援
生活サポート
経過的デイサービス事業
訪問入浴サービス
地域活動支援センター
精神障害者社会復帰施設（精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場）
在宅重度障害者通所援護事業（日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る）
知的障害者通所援護事業（全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る）
居宅介護
重度訪問介護
行動援護
同行援護
外出介護（平成18年9月までの事業）
移動支援事業

老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業
第1号通所事業
老人デイサービスセンター
指定通所介護（指定療養通所介護を含む）
指定地域密着型通所介護
指定介護予防通所介護
指定認知症対応型通所介護
指定介護予防認知症対応型通所介護
老人短期入所施設
指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護
養護老人ホーム※1
特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）
軽費老人ホーム※1
ケアハウス※1
有料老人ホーム※1
指定小規模多機能型居宅介護※2
指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2
指定複合型サービス※2
指定訪問入浴介護
指定介護予防訪問入浴介護
指定認知症対応型共同生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護
介護老人保健施設
指定通所リハビリテーション
指定介護予防通所リハビリテーション
指定短期入所療養介護
指定介護予防短期入所療養介護
指定特定施設入居者生活介護
指定介護予防特定施設入居者生活介護
指定地域密着型特定施設入居者生活介護
サービス付き高齢者向け住宅※3
第1号訪問事業
指定訪問介護
指定介護予防訪問介護
指定夜間対応型訪問介護
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

生活保護法関係の施設
救護施設
更生施設

その他の社会福祉施設等
地域福祉センター
隣保館デイサービス事業
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
ハンセン病療養所
原子爆弾被爆者養護ホーム
原子爆弾被爆者デイサービス事業
原子爆弾被爆者ショートステイ事業
労災特別介護施設
原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業
家政婦紹介所（個人の家庭において、介護等の業務を行なう場合に限る）

病院又は診療所
病院
診療所

※1　特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。）、介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。）を行う施設を対象とする。
※2　訪問系サービスに従事することは除く。
※3　有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。

技能実習「介護」における固有要件について
(厚生労働省　社会・援護局)

介護導入講習

内容は介護職員初任者研修(旧名称 ヘルパー2級講座)で学ぶ内容を42時間に収めたもの

②介護導入講習	
教育内容	時間数
介護の基本Ⅰ・Ⅱ	6
コミュニケーション技術	6
移動の介護	6
食事の介護	6
排泄の介護	6
衣服の着脱の介護	6
入浴・身体の清潔の介護	6
合計	42

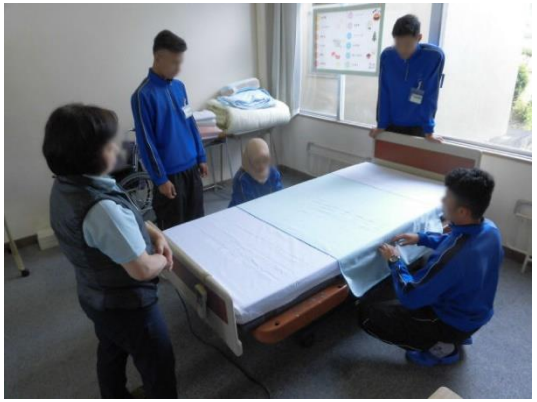

介護技能実習生の指導員となる方へ

【理解確認を行うことが大切】

応答をする際の言語的な文化の差の場合もあるが、理解していなくても「はい」と返事をする傾向がある。理解確認のための問いかけをしたほうが、のちのちのすれ違いが少なくなる。

（確認例）
「田中様はやせているので発赤ができやすいです。仙骨（脊椎の下部に位置する三角形の骨）や背中をよく見るようにしてください。ほかのところも、赤いところは教えてください」
「はい、わかりました」
「確認をします。田中様のどこを見ますか」
「仙骨や背中をよく見ます」
「仙骨はどこですか」
「ここです」（実際にからだの場所を指してもらう）
「はい、ではだいじょうぶですね。よろしくお願いします。わからないことはいつでも質問をしてください」

【求め過ぎない】

介護は接客業のため話し方が重要になってはくるが、日本語の敬語の法則や言い回しに力を入れすぎると、考え過ぎて何も話せなくなってしまい、かえって声かけができなくなる場面が出てくる。

（例）
「あし…足、を」
「あし？」
「はい、足を…」
（「あげてくださいますか」「おあげてください」「あげられますか」「あげてもらえますか」のどれが最適か分からなくなっている）
「あしをどうするの？」
「あ、はい」

というやりとりになり、声かけに支障をきたす場合がある。
シンプルな敬語から慣れていくことが必要。
N3でもこの可能性はある。

【それぞれ日本語能力にあった指示】

N4の実習生の場合、複文を理解することは難しい。
「ここに車いすを止めて、ブレーキをかけます」よりも、

「ここに車いすを置きます」
「はい」
「ブレーキをかけます（します）」
「はい」

のように単文で確認をしながら会話をするほうが確実である。

外国人介護福祉士を採用する方法

1　介護福祉士養成校との連携

2　外国人介護福祉士の紹介会社（人材紹介・派遣）の活用

3　外国人留学生の就職支援団体の活用

介護福祉士養成施設を修了した者については、介護分野の特定技能１号として必要な日本語能力水準及び技能水準を満たすものとし、試験が免除され、受入れ企業先の特定技能所属機関と直接雇用契約を結ぶことが可能

受入れ企業（特定技能所属機関）は、初めて介護分野において「1号特定技能外国人」を受け入れた際は、1号特定技能外国人が入国後4ヶ月以内に厚生労働大臣が設置する特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入する必要あり。加入後は協議会に必要な協力を行うことが義務付けられる。

新たな外国人材の受入れ制度
2019年4月1日からスタート！

外国人向け

在留資格「特定技能」が創設されます

今回の制度は，深刻な人手不足の状況に対応するため，
一定の専門性・技能を有し，即戦力となる外国人を受け入れる制度です。

特定技能１号※

特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- ○ 在留期間：１年，６か月又は４か月ごとの更新，通算で上限５年まで
- ○ 技能水準：試験等で確認（技能実習２号を良好に修了した者は試験等免除）
- ○ 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習２号を良好に修了した者は試験等免除）
- ○ 家族の帯同：基本的に認められない
- ○ 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

※在留資格「特定技能」には，特定技能１号と特定技能２号の２種類があります。特定技能２号は，特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。

法務省入国管理局

GSJAL

早稲田大学大学院日本語教育研究科

Graduate School of Japanese Applied Linguistics Waseda University

特定技能在留資格（就労ビザ）と技能評価（日本語能力を含む）

生産性向上や日本人労働者確保の取り組みをしても、なお人材が不足する14分野（2019年度 47,550人受け入れ予定 ）

❶ 介護（厚労省　❷ 外食（農水省） ❸ 建設（国交省） ❹ ビルクリーニング（厚労省） ❺ 飲食料品製造（農水省）
❻ 農業（農水省） ❼ 宿泊（国交省） ❽ 素形材産業（経産省） ❾ 造船/舶用工業（国交省） ❿ 漁業（農水省）
⓫ 自動車整備（国交省）⓬ 産業機械製造（経産省） ⓭ 電気/電子情報関連（経産省） ⓮ 航空（国交省）

所轄官庁（厚労省・国交省・農林水産省・経産省等）の責任で、特定技能評価試験（筆記と実技）を実施

新

★日本語基礎テスト（JFT-Basic）：CBTによる受験、年間で最大6回実施（概ねN4（CEFR A2）程度の能力要求で同等と認定されれば代替可能）ベトナム、タイ、フィリピン、ミャンマー、ネパール、インドネシア、中国、カンボジア、モンゴル
2019年度秋以降、特定技能日本語専門家として、当該国の国際交流基金日本文化センターに派遣予定（計5名）
★介護については、介護日本語評価試験＋介護技能評価試験の受験も必須

★技能試験：分野に細分化　国外に試験官派遣　2019年度は、介護・宿泊・外食のみに実施予定（外食347人合格 75.4%）
例：自動車整備業の場合、日本語で知識を問う筆記と、実際の整備作業で試験を実施。自動車整備士3級に相当するかを測定

特定技能1号への支援内容：出入国時の送迎や住宅確保、生活オリエンテーション実施、日本語習得支援、行政手続きの情報提供

3年以上の技能実習生の経験の場合試験なし。ただし、外食業は、技能実習の職種に含まれないので、試験に合格することが求められる

技能実習2号修了者の移行大

技能実習
最長5年
労働力の需給調整目的不可
1,3,5年目に技能評価試験

家族帯同不可

特定技能1号（相当程度の知識または経験: 未熟練労働？）5年間（2019～23年）で最大34万人程度 初年度は、必要な技能試験などの実施がずれ込むため、最大4万7千人程度の受入れ
更新不可・帰国義務
最長5年も家族帯同不可

参照　特定技能2号（より熟練した技能）（更新可）2号は、当面「建設」と「造船・舶用」のみ
10年在日で永住許可
家族帯同可

不明な点（?）
- 日本語基礎テストや技能試験の適正性・合格基準？
- 14職種に対応する専門分野を教える日本語教師の養成に関する主管庁はどこか？
- 技能評価合格から入国までの期間？
- 初年度目標受入れ人数の見込みは？
- 技能実習からの移行人数の見込みは？
- 悪徳ブローカーの介入阻止は可能か？

特定技能1号が従事する業務

- 身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）
- 支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）

受け入れ可能な事業所

特別養護老人ホームや介護老人保健施設、特定介護福祉施設、グループホーム、通所介護事業所（デイサービス）が対象

訪問系サービスは対象除外

事業所ごとに受け入れ出来る人数は、「日本人の常勤介護職員の総数まで」と上限

在留資格「特定技能介護」取得のための認定試験

【日本語試験】

【介護技能評価試験】

【介護日本語評価試験】

【日本語試験】

「国際交流基金日本語基礎 テスト」（JFT-Basic）

○ 実施主体：独立行政法人国際交流基金
○ 実施方法：コンピューター・ベースド・テスティング（ＣＢＴ）方式
○ 実施回数：年おおむね６回程度、国外実施を予定

【介護技能評価試験】

・試験言語　　：現地語
・問題出題数：45問
・試験時間　　：60分

出題される問題内容は、写真などを表示して正しい介護手順かどうかを答える問題

【介護日本語評価試験】

・試験言語　：現地語　※指示文を試験実施国の現地語
・問題出題数：15問
・試験時間　：30分

出題される問題内容は、「更衣室」や「車いす」などの介護用語や、介護する場面に応じた正しい声掛けなどが問われます。

特定技能制度の現状

出入国在留管理庁は12日、「特定技能」で日本に在留する外国人が2020年12月末時点で1万5663人だったと発表した。同年9月末の8769人から8割近く増えた。国籍別に見ると、ベトナムが9412人と6割を占め、中国が1575人、インドネシアが1514人で続いた。

制度の周知が進み、技能実習からの切り替えが多かったことが影響したようだ。新型コロナウイルスの水際対策が一時緩和されたのも寄与した。

特定技能は介護や農業、漁業など人手不足が深刻な14業種に限り外国人労働者の就労を認める制度で、19年4月に始まった。業種別では飲食料品製造業が5764人と最多で、次いで農業の2387人、建設の1319人の順だった。

（日経　2021年2月12日）

伸びない特定技能

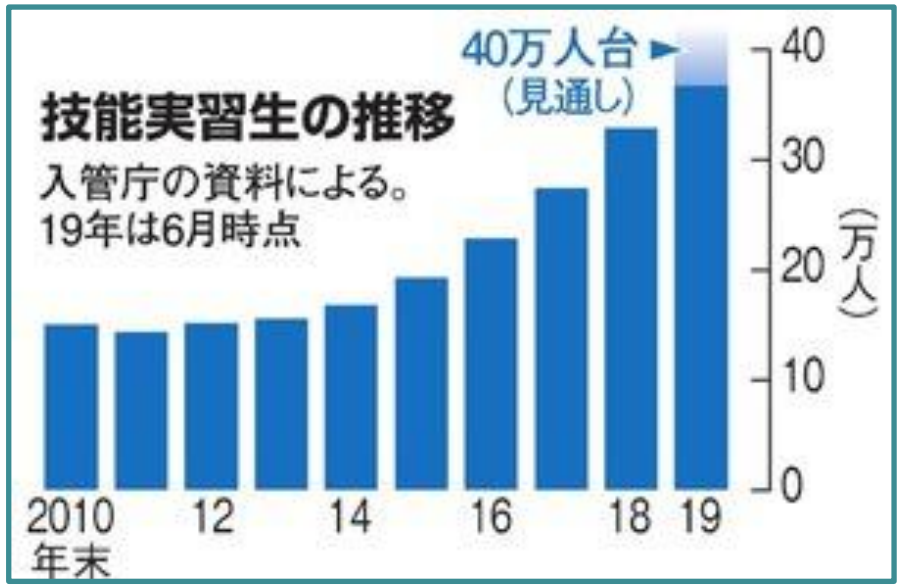

初年度に最大約４万７千人と試算されていたにもかかわらず、19年6月13日の時点で１７３２人。政府の初年度想定の約３％にすぎない。申請中の人も現時点で約３７００人

特定技能制度の失敗

技能実習制度で介護分野の受け入れ条件が厳しかった関係で導入が遅れたため、特定技能の介護職を緩和し単純労働でも受け入れが可能となった経緯がある

特定技能制度の失敗

配置基準上の取扱い

特定技能１号の外国人については、技能実習３年修了の人材と介護技能が同等であることから、就労と同時に配置基準に算定する。

「介護分野における「特定技能ビザ」の保持者は、人員配置基準に就労と同時に算定することを可能とする」として、「入国前に受ける介護技能・日本語評価試験に合格しているのであれば必要なスキルを既に持っていると見なし、初日から、日本人職員と同等の扱いで構わない

一人夜勤についても基本的には、仕事に慣れるまでを最低限のラインとしており、「仕事に順応し慣れている事が前提」ですが、就労してから半年以内の一人夜勤も禁止はしない方向

技能実習と特定技能の介護の違い

・技能実習制度では、2か月間の入国研修＋6か月間の現場実習が必要なため、8ヵ月間で人員配置基準に満たす条件となる

・特定技能では、初日から日本人職員と同等の扱いであり、人員配置基準が可能となる

技能実習「介護」・EPA・在留資格介護の介護報酬

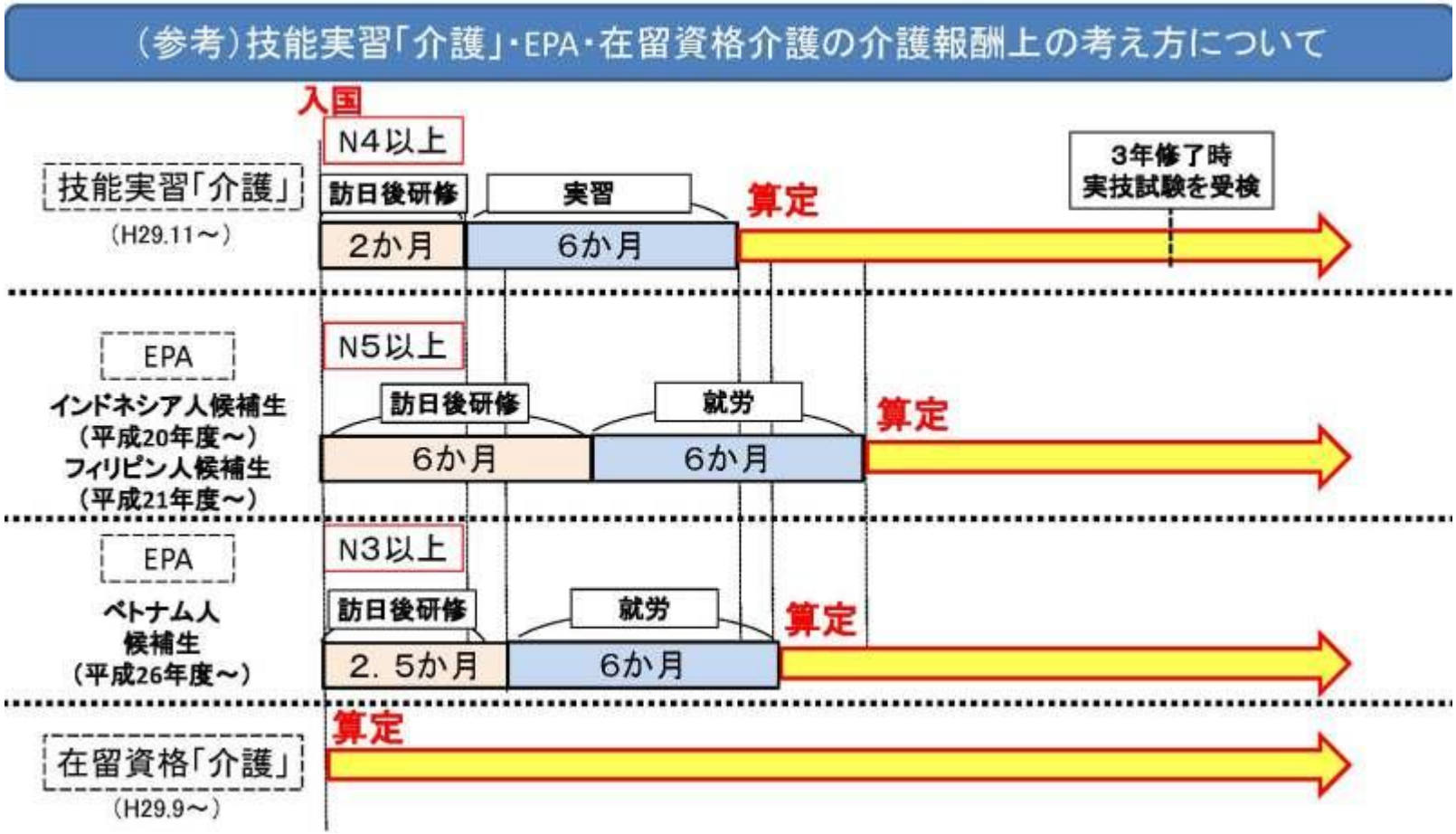

ＥＰＡ介護福祉士候補者は特定技能Ｉ号へ移行措置Ｉ

ＥＰＡ介護福祉士受験者で一定の条件を満たした人が希望すれば、日本語試験などを経ずに「特定技能Ｉ号」に移行が可能

２つの移行条件

・４年以上の就労経験
・国家試験での合格点が５割以上（試験免除）

ＥＰＡ介護福祉士候補者は特定技能I号へ移行措置2

ＥＰＡ介護福祉士候補者として入国し、４年間にわたりＥＰＡ介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事した者については、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして、　「特定技能Ｉ号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等が免除（厚労省の資料より引用）

特定技能外国人と日本語教育

日本語学習の機会の提供　【関係規定】　特定技能基準省令（１号特定技能外国人支援計画の内容等）　第３条 法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画

職業・日常・社会生活に必要な日本語を学習する機会を提供しなければならない

義務的支援（日本語教育機関の紹介・オンライン学習の提供・日本語講師との契約による日本語学習の機会の提供）

任意的支援（日本語能力試験受験の優遇措置・日本語学習への経済的支援）

「外国人介護人材受入環境整備事業」の創設（資料参照）

今後増加が見込まれる外国人の介護人材が国内の介護現場において円滑に就労し定着できることを目指す事業

「外国人介護人材受入環境整備事業」の4つの取り組み

１．介護技能評価試験等実施事業
介護分野における特定技能１号外国人の送出しを行う外国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施
→　3限目で「ワセダバンドスケール」を紹介

２．外国人介護人材受入支援事業
介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援
→　地域の中核的な受入施設等において、介護技能向上のための集合研修等を実施

「外国人介護人材受入環境整備事業」の4つの取り組み

３．介護の日本語学習支援等事業
介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援
→　介護の日本語学習を支援するための、WEBコンテンツの開発・運用等の実施
4限目で、謝継香講師から、オンライン日本語学習支援の紹介
４．外国人介護人材相談支援事業
介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施
→　日本で働く全ての外国人の介護人材が安心して介護現場で就労・定着できる環境を整備する

介護福祉士資格の国家試験合格義務化経過措置延長（2021年度から5年間延長する方向で認可）

全国老人福祉施設協議会ならびに全国老人保健施設協会、日本認知症グループホーム協会による共同要望書が、自民党の岸田文雄政務調査会長に提出された

養成校卒業者には、在留資格「介護」が付与され、5年間の継続勤務後、正式に介護福祉士の国家資格を与える

→特定技能制度による入国者数が伸び悩み、介護人材の人で不足の解消につながっていないことが挙げられる